令和4年第3回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件	名	頁
議案第2号	令和4年度石川県一般	会計補正予算(第2号)	1
議案第3号	令和4年度石川県公営	競馬特別会計補正予算(第1号)	9
議案第4号	令和4年度石川県水道	用水供給事業会計補正予算(第1号)	11
議案第5号	石川県名誉県民の選定	につき同意を求めることについて	13
議案第6号	知事の給与の特例に関	する条例について	15
議案第7号	石川県税条例の一部を	改正する条例について	17
議案第8号	本社機能立地促進のた	めの県税の課税の特例に関する条例等の一	部を改正する
	条例について		21
議案第9号	石川県核燃料税条例に	ついて	23
議案第10号	石川県議会議員及び石	川県知事の選挙における選挙運動用自動車	の使用等に係
	る公費負担に関する条	例の一部を改正する条例について	27
議案第11号	財産の取得について(空港用化学消防車)	29
議案第12号	財産の取得について(空港用ロータリ除雪車)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
議案第13号	石川県病院事業の設置	等に関する条例の一部を改正する条例につ	v; 7······33
議案第14号	ふるさと石川の環境を	守り育てる条例の一部を改正する条例につい	いて35
報告第1号	令和3年度石川県一般	会計補正予算(第14号)の専決処分の報告	について43
報告第2号	石川県税条例等の一部	を改正する条例の専決処分の報告について・	49
報告第3号	損害賠償額決定の専決	処分の報告について	55
報告第4号	損害賠償額決定の専決	処分の報告について	57
報告第5号	令和3年度石川県一般	会計繰越明許費繰越計算書について	59
報告第6号	令和3年度石川県公営	競馬特別会計繰越明許費繰越計算書につい	<i>₹</i> 73
報告第7号	令和3年度石川県港湾	整備特別会計繰越明許費繰越計算書につい	√75
報告第8号	令和3年度石川県立中	央病院事業会計予算繰越計算書について…	77
報告第9号	令和3年度石川県流域	下水道事業会計予算繰越計算書について…	79
報告第10号	令和3年度石川県水道	用水供給事業会計予算繰越計算書について	81

議案第2号

令和4年度石川県一般会計補正予算(第2号)

令和4年度の石川県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,936,383千円を追加し、歳入歳出それぞれ608,212,383千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、 「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正 | による。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

歳入

第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

		款	Ż						項			補正前の額	補 正 額	計
5	地	方	交	付	税							126, 070, 000		
						1	地	方	交	付	税	126,070,000	3,800,000	129, 870, 000
7	分 負	担	金 担	及	び 金							1,684,497	1, 357, 054	3,041,551
						1	分		担		金	119, 226	46,750	165, 976
						2	負		担		金	1, 565, 271	1,310,304	2,875,575
8	使 手	用	料 数	及	び 料							7, 270, 609	88, 688	7, 359, 297
						1	使		用		料	5, 364, 557	88,688	5, 453, 245
9	国	庫	支	出	金							87, 638, 255	12, 468, 764	100, 107, 019
						1	围	庫	負	担	金	27, 218, 757	1,595,389	28, 814, 146
						2	围	庫	補	助	金	58, 283, 095	10,873,375	69, 156, 470
12	繰		入		金							12, 286, 114	929, 805	13, 215, 919
						2	基	金	繰	入	金	12, 183, 618	929, 805	13, 113, 423
14	諸		収		入							63, 326, 512	4, 561, 072	67, 887, 584
						3	貸	付金	定元	利収	入	49, 286, 154	6,000	49, 292, 154
						4	受	託	事業	美 収	入	3, 424, 759	2, 287, 266	5,712,025
						6	雑				入	6, 577, 966	2, 267, 806	8,845,772
15	県				債							40, 375, 000	14, 731, 000	55, 106, 000
						1	県				債	40, 375, 000	14, 731, 000	55, 106, 000
		歳			入		슴	ì 		計		570, 276, 000	37, 936, 383	608, 212, 383

歳 出			
款	項	補正前の額補正額	計
1 議 会 費		1,164,392 7,000	^{千円} 1,171,392
	1 議 会 費	1, 164, 392 7, 000	1,171,392
2 総 務 費		87, 274, 307 1, 151, 197	88, 425, 504
	1 総 務 管 理 費	10, 119, 579 990, 389	11, 109, 968
	5 防 災 救 助 費	1,677,921 160,808	1,838,729
3 企画振興費		9, 884, 449 405, 310	10, 289, 759
	1 企 画 振 興 費	9, 884, 449 405, 310	10, 289, 759
4 県 民 文 化 スポーツ費		6, 353, 377 226, 391	6, 579, 768
	1 県 民 費	1,281,013 22,900	1,303,913
	2 文化スポーツ費	5,072,364 203,491	5, 275, 855
5 健康福祉費		126, 162, 768 3, 800, 761	129, 963, 529
	1 高齢者福祉費	35, 117, 022 1, 442, 354	36, 559, 376
	2 子育て福祉費	16, 132, 532 682, 666	16, 815, 198
	3 障害福祉費	12,380,061 20,000	12,400,061
	4 地 域 福 祉 費	14,036,948 440,000	14, 476, 948
	5 健康推進費	11,414,007 1,179,800	12, 593, 807
	6 生 活 衛 生 費	245, 402 20, 000	265, 402
	7 医薬 看護費	36, 836, 796 15, 941	36, 852, 737
6 生活環境費		2, 331, 465 783, 475	3, 114, 940
	1 生 活 環 境 費	2, 331, 465 783, 475	3, 114, 940
7 商工労働費		43, 846, 749 1, 626, 700	45, 473, 449
	1 商 工 費	42, 191, 376 1, 626, 700	43,818,076

議案第一号 令和四年度石川県一般会計補正予算

款 項 補正前の額 補 計 正 額 観 8 光 費 8,306,131 7,835,131 471,000 1 観光戦略推進費 7,835,131 8,306,131 471,000 農林水産業費 30,833,093 6,453,014 37, 286, 107 農 費 業 16, 927, 569 17,560,318 1 632,749 2 畜 産 業 費 880,066 7,000 887,066 農 地 費 10, 925, 717 7,032,419 3,893,298 林 業 費 4,293,043 5, 736, 446 1,443,403 4 業 費 5 水 産 1,699,996 476, 564 2, 176, 560 10 土 木 費 41, 797, 789 21,831,491 63,629,280 歳出 道路橋りょう費 21, 262, 699 16, 446, 020 37, 708, 719 海 費 10, 270, 940 3 河 Ш 岸 8, 277, 059 1,993,881 港 湾 費 1,844,657 1,933,468 3, 778, 125 4 都 計 画 費 9,248,946 市 7,790,824 1,458,122 11 警 察 費 24,550,628 400, 209 24, 950, 837 警 管 理 費 23, 106, 890 1 察 22, 896, 913 209,977 警 察 活 動 費 1,653,715 190, 232 1,843,947 2 12 教 育 費 96, 944, 025 779,835 97,723,860 費 1 教 育 総 務 12,590,689 105, 286 12,695,975 3 高 等 学 校 費 21,980,238 606,613 22, 586, 851 特別支援学校費 8, 275, 594 8, 244, 724 30,870 社 会 教 育 費 1,410,010 36,066 1,446,076 5 保 健 体 育 費 158,965 1,000 159,965 歳 出 合 計 570, 276, 000 37, 936, 383 608, 212, 383

第2表 債務負担行為補	Ē			
4 44	補	正 前	補 正	後
事項	期	間 限 度 額	期間	限度額
令和4年度道路建設費	令 和 5 年 令 和 6 年	度 2,440,000		4,090,000
令和4年度道路整備費	令 和 5 年	度 120,000	令和5年度	240,000
人事管理事務費			自 令和5年度至 令和7年度	40,000
航空消防防災体制整備費			令 和 5 年 度 令 和 6 年 度	3, 212, 000
明治・大正レトロ文化発信拠点 整 備 費			令和5年度	30,000
いしかわ動物愛護センター 整 備 費			令和5年度	850,000
森林公園魅力アップ整備費			令和5年度	430,000
令和4年度農業農村整備事業費			令 和 5 年 度 令 和 6 年 度	1, 130, 000
令和4年度公園整備費			令和5年度	100,000
交 番 等 建 設 費			令和5年度	21,000

議案第二号 令和四年度石川県一般会計補正予算 地方債

第3表 步	地方、	債補	坦								
年		1,4	 	補	띰	汇		補	띰	滚	
に、頃、い		2	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方	沃
薬事衛生	指	黄	千円 27,000	普通貸借又 は証券発行	8.5%以内(ただし、利)※目前1、土	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の数なにより、据語問題	45,000	普通貸借又 は証券発行	8.5%以内(ただし、利	借入先の融通条件る。ただし、県財政やの数へにいいまま	にの語
** **	験 場	鱼	89,000		ボ式れつ となるに 自律るの 入と多っ ストに朝	の部口により、路局的回及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借過過人	99,000		半式 と と り り り り り り り り り り り り り り り り り	びばったまり、 36 直 8 回 及び 償 遠期 限 を 短縮し、 若しく は 繰 上 償 還 又 は 借 場 ふ よっ トゥ か か きゃっ	別には、他には、
観光振	■(曹	14,000		/ 率をいるのに、 の行うい 担合 ついだい しょういい しょういい かいがい ひがいい ひょう ひがい ひょう はん できます いきょう できます いまま かいかい かいまい かいい ない はい ない しょう はい かい しょう はい しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう		341,000		を を かり と から から から から から から から から から から から から から		<u>ن</u> ٥
農業農村整	備事	業量	917,000		当該見直し 後の利率)		1, 727, 000		当該見 当該見直し 後の利率)		
農地防災	事業	麒	301,000				432,000				
国直轄土地改良事業 負 担		紫魚	697,000				997, 000				
林		觀	139,000				240,000				
们 以		東冥	383,000				595,000				
国直轄治山事業費負担金	業費負	祖	54,000				78,000				
水磨業	振	東冥	14,000				126,000				
漁海港	京	曹	158,000				258,000				
道路強	京	曹	4,444,000				8, 640, 000				
道路整		東冥	2, 182, 000				4, 809, 000				

生
石
Ш
県
般
会
計
計補
IE.
子
了算

														1, 021, 000
4, 022, 000	1, 931, 000	619,000	219,000	1, 173, 000	605, 000	131,000	269,000	246,000	618,000	520,000	592,000	639,000	1,106,000	1,021,000
1,942,000	1,642,000	337,000	152,000	936,000	329,000	80,000	240,000	126,000	318,000	134,000	234,000	393,000	1,100,000	860,000
国直轄道路事業費負担金	河川改良費	国直轄河川事業費負担金	河 整 備 費	砂防地すべり対策費	国直轄砂防事業費負担金	砂防地すべり防止施設整備費	海岸保全費	国直轄海岸事業費負担金	港 湾 管 理 費	滞落改良費	国直轄港湾事業費負担金	街路事業費	都市計画整備費	公園 整備費

議案第二号 令和四年度石川県一般会計補正予算 地方債

	111													
	7 法													
	九													
後														
	脳													
	範													
	₩ <u></u>													
띰														
	7洪													
	起債の方法													
4 出 出		Ef. (
	毅	^{←円} 364,000	601,000	1, 181, 000	298,000	203,000	204,000	104,000	438,000	34,000	20,000	55, 106, 000		
	麼	36	09	1, 18	29,	20.	20	10	43	က်	Ž	5, 10		
	図											22		
	郑													
	七													
温	6													
	臧													
	魺													
	₩ 													
띰														
	先利													
	の方法													
	起債の方法													
神	:	000 ±±	000	000	000	000	000	000	000			000		
	東	^{+⊞}	462,000	928,000	235,000	116,000	143,000	57,000	401,000			40, 375, 000		
	受											40,		
	<u>上</u>	觀	电	曹	曹	華	<u>供</u>	暫	費	曹	曹			
1	Ш	読	桊	無	型	描	直轄空港事業費負担金	歐	運	恒	艦			
			其類	対対			業		, 振	祖	硃			
	6	報	岩	学	和	殈	地	兼	<u>`</u>	御畑	量	盂		
1	恒	欲	剰	貅	泉	選	重轄立	1/2	**	遠	7			
1	型	劉三	K	恒	1	展	Ħ H	×	К	熈	×			
<u>Ц</u>			1			1					1	I.		

議案第3号

令和4年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

令和4年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第1表 債務 負担行為補正」による。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

		事				Ŗ	Si .			補	正		前			補	正		後	
						- 45	₹		期		間	限	度	額	期		間	限	度	額
走	路	照	明	設	備	整	備	費						TH	自至	令和 令和]	5 年度 10年度		484	

議案第4号

令和4年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のと おり補正する。

区 分 既決予定額 補正予定額 計

(3) 主要な建設改良事業

送水施設建設改良 事 費 2,140,000千円 2,140,000千円 4,280,000千円 (うち債務負担行為額 120,000千円 120,000千円 240,000千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 Ħ 既決予定額 補正予定額 計 2,020,000千円 2,020,000千円 第1款 資 本 的 収 入 4,040,000千円 2,020,000千円 2,020,000千円 第1項 企 業 債 4,040,000千円 支 出 科 目 既決予定額 補正予定額 計 第1款 資 本 的 支 出 5.338.288千円 2.020.000千円 7.358.288千円 第1項 建 設 改 良 費 2,238,417千円 2,020,000千円 4,258,417千円

第4条 予算第5条中「120,000千円」を「240,000千円」に改める。

(企業債)

第5条 予算第6条の表中

(債務負担行為)

Γ.			Γ			
Ч	t tt -n -± -n -t t	千円	ı	*** * ** *** *** ** ** **	千円	
	送水施設建設改良 事 業 費	2,020,000 を		送水施設建設改良 事業費	4,040,000	に改める。
						_

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

石川県名誉県民の選定につき同意を求めることについて

石川県名誉県民に次の者を選定したいので、石川県名誉県民条例(平成4年石川県条例第28号)第2条の規定により同意を求める。

令和4年5月26日提出

前石川県知事 谷 本 正 憲

洪

副

石川県知事

簇案第六号

知事の給与の特例に関する条例について

知事の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

知事の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。第三号。以下「知事等給与条例」という。)第一条第一号に定める給料月額から、当該給料月額る知事に対する給料月額の支給に当たっては、知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第一条 令和四年七月一日から令和八年三月二十六日までの間(以下「特例期間」という。)に係

(期末手当の特例)

ずる。及び第二項の規定により算定した額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減第二条、特例期間に係る知事に対する期末手当の支給に当たっては、知事等給与条例第三条第一項

(退職手当の特例)

る。 条第一項の規定により算定した額から、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額を減ず支給に当たっては、特別職の職員の退職手当に関する条例(平成三年石川県条例第十一号)第三第三条 令和四年三月二十七日から令和八年三月二十六日までの間に係る知事に対する退職手当の

(端数計算)

とする。 る額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるもの第四条 前三条の規定により給料月額、期末手当及び退職手当の支給に当たって減ずることとされ

密 副

(搖行獸口)

コ この条例は、令和四年七月一日から施行する。

(令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る給料月額の特例)

ては、第一条の規定により算定した額から、六十一万八千九百十三円を滅ずる。2~令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る知事に対する給料月額の支給に当たっ

(令和四年十二月の期末手当の特例)

から、二十七万五千六百八十一円を滅ずる。3 令和四年十二月の知事に対する期末手当の支給に当たっては、第二条の規定により算定した額

提案理由

期末手当並びに退職手当を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。知事自らが身を切る改革を実行するため、令和八年三月二十六日までの間、知事の給料月額及び

議案第七号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

今和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 詽

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。 第四十四条第二項中「附記された事項」を「付記された事頃(省令で定める事項を除く。)」に改 め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三 号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五

条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第七十三条第二項中「前項の規定によつて提出すべき申告書に」を「前項本文に規定する期限ま でに、一に、「添付し」を「知事に提出し」に改め、同条第三項中「知事は、一の下に「前項に規定 するほか、一を、「対し一の下に「当該不動産の取得に係る事項(第一項各号に掲げる事項を除く。)

について」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認

めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に掲げる事項について申告を求めることができ M_{\circ}

第七十三条の二第三項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第七十四条中「第七十三条の十八第三項の規定によって一を「第七十三条の十八第四項の規定に

より一に、「においては一を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十五条第九項中「第七十三条第一項」を「第七十三条第一項本文」に、「同条第一項」を「同

条第一頃本文一に改める。

第七十六条第二項中「第七十三条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて一を

第七十八条の三第一項中「よつて」を「より」に致める。

「納期艰までに」に致める。

第八十九条第一項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第七条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九一を「又は第三十七条の八」に改め

 10°

裁定は、適用しない一を削る。務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の当等に係る配当所得について第四十条及び第四十一条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義改め、「ものとし、県民稅の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した」を「受けた」にの属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受附別第八条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日

五第九項から第十二項」を「附則第十八条の五第七項から第九項」に改める。 七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。)」を加え、同条第七項中「附則第十八条のでに提出されたものを含む。)」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「(租税特別措置法第三十の所得税」に、「これらの申告書 (その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まの制税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を測り、「年度分の県民税」を「年分の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)」を「御定申告書」に改め、「(市町長におの規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)」を「確定申告書」に改め、「(市町長におり大場合と各別、「全田長代の規定による申告書(法附則第三十五条の二の大第八項において連用する法第四十五条の二第一項又は第三項る」に改め、同条第四項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上と場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限と場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出「第四十三条の規定による申告書」を「確定申告書(法附則第三十五条の二の六第一項に規定する時間が22mmに表し、「第四十三条の規定による申告書」を「確定申告書(法附則第三十五条の二の六第一項に規定する時間に表し、「年の本の所限を与は、22mmに対し、22mmによる12mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmには、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対し、22mmに対しる22mmに対しますが、22mmに対しますが、22mmに対しが、22mmに対しますが、22mmに対しませまませば、22mmに対しまままがが、22mmには、22mmに対しままが、22mmには、22mmには、22mmに対しまままが、22mmに対しまままが、22mmに対しますが、22mmに対しまままが、22mmに対しまままが、22mmによる22mmに対しまままが、22mmに対しまままが、22mmに対しままが、22mmによる22mmに対しまままが、22mmに対しまままが、22mmに対しままが、22mmにはまままが、22mmには、22mm

密 三

(権行期日)

- 定める日から施行する。1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
 - 一 第八十九条第一項第二号の改正規定及び附則第七条第三項の改正規定 令和五年一月一日
 - 一項、第四項及び第七項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定(令和六年一月一日1一第四十四条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第八条の二第二項及び第九条の二の四第

(個人の県民税に関する経過措置)

令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、2 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(次項において「六年新条例」という。)

の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書)を連続して | とする。書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年れたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告項に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出さ法律(令和四年法律第一号)第二条の規定による改正前の地方稅法附則第三十五条の二の六第五る場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る地方稅法等の一部を改正する告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年であでの各年度分の個人の県民稅に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申での各年度分の個人の県民稅に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申

(不動産取得税に関する経過措置)

課する不動産取得税については、なお従前の例による。の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して4 この条例による改正後の第七十三条及び第七十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後

提案理由

に係る申告を不要とする等の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。地方税法の一部改正に伴い、不動産を取得した者がその登記の申請をした場合は、不動産取得税

議案第八号

正する条例について本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改

制定する。本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように

今和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

十九号)の一部を次のように改正する。第一条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三

十年法律第三十四号)第六十六条第六項』に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人稅法(昭和四に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第五十一号)の一部を次のように改正する。第二条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例

条第二項の表の第二号一を「第四十五条第三項の表の第二号」に改める。第二条中「第十二条第三項の表の第二号」を「第十二条第四項の表の第二号」に、「第四十五

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

例第二十七号)の一部を次のように改正する。第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条

第一条中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

四十五条第二項の表の第一号一を「第四十五条第三項の表の第一号」に改める。第二条第一項中「第十二条第三項の表の第一号」を「第十二条第四項の表の第一号」に、「第

金三

祝の課税の特例に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県 (本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新2 第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条
- 祝の課税の特例に関する条例第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。に規定する中小連結法人については、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県3 第一条の規定による改正前の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条

提案理由

措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例

議案第九号

石川県核燃料税条例について

石川県核燃料税条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県核燃料税条例

(課税の根拠)

祝を課する。第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第三項の規定により、核燃料

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - う。 第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二条第五項に規定する発電用原子炉をい一 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律
 - を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。 | 一 核燃料 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質
 - 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
 - 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

県祝条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の定めるところによる。第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川

(納代義務者等)

当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 号に定める日になされたものとする。2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
 - の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」とい一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第四十三条の三

う。)を受けた日

- した日 査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第二項に規定する定期事業者検
- **了した日** 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終

(課稅期間)

- 次に掲げる期間とする。 第五条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、
 - 一 四月一日から六月三十日まで
 - 二 七月一日から九月三十日まで
 - ||| 十月 | 日から十 | 月三十 | 日まで
 - 四一月一日から三月三十一日まで
- ぞれ一の課院期間とみなす。2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当談各号に定める期間をそれ
 - 日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで合(第三号に掲げる場合を除く。) 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了したする廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場一前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定
 - た日の属する課税期間の末日まで場合を除く。) 原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受け1」前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受けた場合(次号に掲げる
 - 措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日までずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 原子力規制委員会の確認を受けた日から廃止三 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受け、かつ、廃止措置を講

(課稅標準)

- 電用原子炉の熱出力とする。 第九条第一項において同じ。)の価額とし、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。第六条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料
- 二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第
- により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号の熱出力(原子炉等規制法第四十三3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定

出力)とする。条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を受けた熱

月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出

(宏操)

第七条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに干キロワットにつき、三万四千九百円とする。

(徴収の方法)

第八条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

- ばならない。他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなけれができないと知事が認める場合には、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額そのする月の末日(第六条第二項の取得原価が確定しないことによって同日までに申告納付することた日から起算して二月(第四条第二項第一号に掲げる場合にあっては、三月)を経過する日の属第九条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入し
- の申告に係る税額を納付しなければならない。ける出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、そ2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間にお
- 額を納付しなければならない。とともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出する3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る

(不足税額等の納付)

- ればならない。 て納付すべき延滞金額を当該更正又は決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなけは決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せ第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又
- 記載された納期限までに、納付しなければならない。 核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該決定に係る通知書に申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第五項の規定による第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方稅法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少

(課稅地等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第三条第一号中

核 燃 料 税 一 で 表例第十条第二項第二号中「、事業所」とある「固定資産税」とあるのは 「固定資産税

のは「、事業所(核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地)」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

密副

(施行期日等)

- て四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算し
- 用する。電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行う発電用原子炉への挿入を除く。)について適以後に行う第四条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為にあっては、施行日前に発り この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)
- (この条例の施行に伴う課税期間の特例)
- 3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

- 日以後も、なおその効力を有する。 げる行為に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、この条例の規定は、失効炉の設置者がこの条例の失効の日(以下「失効日」という。) 前に行った第四条第一項各号に掲す この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、発電用原子
- (この条例の失効に伴う課税期間の特例)
- 末日をその終期とする。5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の

提案理由

がある。これが、この条例案を提出する理由である。原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策に係る財政需要があるため、核燃料税を課税する必要

議案第十号

等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用

る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関す

今和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

負担に関する条例の一部を改正する条例石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費

る条例(平式六年石川県条列第一号)の一部を次のように改正する。石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関す

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」

円と五円二銭一を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百

「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を

密 副

を「七十七百円」に改める。

(桶行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

「五十七万三千三十円」を「五十八万六十九百五円」に改める。

(滋過指層)

この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費

提案理由

この条例案を提出する理由である。自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額を改定する必要がある。これが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用

議案第11号

財産の取得について

のと里山空港における消火作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年5月26日提出

1 財産の種類及び数量

洪

黜

石川県知事

空港用化学消防車 1台

取得金額 113,850,000円

取得の相手方

金沢市增泉二丁目19番10号

株式会社 本田商会

代表取締役 柴 達

 $\not\equiv$

 \sim

議案第12号

財産の取得について

のと里山空港における除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年5月26日提出

1 財産の種類及び数量

洪

副

石川県知事

空港用ロータリ除雪車 1台

取得金額 104,390,000円

取得の相手方 北海道札幌市手稲区曙五条五丁目 1 番10号

株式会社 NICHIJO

代表取締役 鈴 木 隆 好

上記代理人 新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番8号

株式会社 NICHIJO北陸営業所

所長 岡 本 光 隆

議案第十三号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

今和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

に改正する。 石川県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年石川県条例第五十三号)の一部を次のよう

を「五、五〇〇円」に、「二、五四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、五二〇円」を「二、〇九〇別表第一非紹介患者等加算料の項中「五、〇九〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、〇五〇円」

密 三

(搖行期日)

円一に改める。

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(雑過指置)

日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同

提案理由

れが、この条例案を提出する理由である。合における加算料の額が改定されたことに伴い、県営病院の使用料の額を改定する必要がある。こ健康保険法に係る厚生労働省告示の発令により、地域医療支援病院等を紹介状なしで受診した場

議案第十四号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

……。。 ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改

正する。

第一目 方法書の作成等(第二百二条—第二百七条)一目次中 気張受撃評価に関する手続等

「第三款 環境影響評価に関する手続等

第一目 方法書の作成前の手続(第二百一条の二―第二百一条の十一) に、

第一目の二 方法書の作成等(第二百二条―第二百七条)

第二百三十二条一を「第二百三十一条―第二百三十二条一に改める。「第二百二十条・第二百二十一条」を「第二百二十二条」は、「第二百二十一条」は、「第二百三十一条」は、「第二百三十一条」は、「第二百三十一条

第百九十九条第二号を次のように改める。

条第四項に規定する対象事業(次号において「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。する第二種事業であって同法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び同法第二のとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第三項に規定業の規模をいう。以下同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるも(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事1」第一区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模

かどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第二百一条の十の規定により行う必要区分事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある三、第二区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、第一第百九十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

があるものとして規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。

(同条第四項及び第二百二十条の二第二項において準用する第二百一条の十第三項第二号の措団 対象事業 第一区分事業又は第二百一条の十第三項第一号の措置がとられた第二区分事業

置がとられたものを除く。)をいう。

第一目 方法書の作成前の手続第三編第三章第二節第三款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

(計画段階配慮事項についての検討)

なければならない。 境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わ事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該ようとする者。以下同じ。)は、第一区分事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実第二百一条の二一第一区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をし

(配慮書の作成等)

- 作成しなければならない。 た結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を第二百一条の三 第一区分事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行っ
 - 氏名及び主たる事務所の所在地) 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の
 - 二 第一区分事業の目的及び内容
 - 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - 五 その他規則で定める事項
- ようとする者は、これらの第一区分事業について、併せて配慮書を作成することができる。2 相互に関連する二以上の第一区分事業を実施しようとする場合は、当該第一区分事業を実施し

(配慮書の送付等)

- しなければならない。する市町長に対し、配慮書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付で定めるところにより第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄第二百一条の四 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則
- 頃について定めるものとする。 地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事と 前項の規則は、同項に規定する地域が第一区分事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見

(配慮書についての公告及び縦覧)

条の七第一項、第二百三十三条第一項第二号及び第二百三十五条においてこれらを「配慮書等」その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、配慮書及び要約書(第二百一て環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨第二百一条の五 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、配慮書につい

により、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。という。)を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところ

(配慮書についての意見書の提出)

- 施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、第一区分事業を実第二百一条の六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、
- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての知事等の意見)

- ことができる。を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる第二百一条の七 知事は、配慮書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一区分事業
- する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第二百一条の四第一項に規定
- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町長の意見を勘案するものとする。
- ものとする。4 第一項の場合において、知事は、配慮書について審議会に環境の保全の見地からの意見を聴く
- に規定する市町長に送付するものとする。5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第二百一条の四第一項

(第一区分事業の廃止等)

- もに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。ととなった場合には、知事及び第二百一条の四第一項に規定する市町長にその旨を通知するととてから第二百四条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当するこ第二百一条の八 第一区分事業を実施しようとする者は、第二百一条の五の規定による公告を行っ
 - │ 第一区分事業を実施しないこととしたとき。
 - 区分事業又は第二区分事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 一、第二百一条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一
 - 三第一区分事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 慮事項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者につものとみなし、当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者について行われた計画段階配項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者が行ったよる公告の日以前に当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一区分事業であるときは、同項の規定に

いて行われたものとみなす。

(第二区分事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

- き事項についての検討その他の手続を行うことができる。 二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべ二の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又はようとする者。以下同じ。)は、第二区分事業に係る計画の立案の段階において、第二百一条の第二百一条の九 第二区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をし
- た旨を知事に書面により通知するものとする。る区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととしる 前項の場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定され
- 実施しようとする者とみなし、第二百一条の二から前条までの規定を適用する。3 前項の規定による通知をした第二区分事業を実施しようとする者については、第一区分事業を

(第二区分事業に除る判定)

- 事頃を知事に書面により届け出なければならない。 第二百一条の十 第二区分事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる
 - 氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・ 第二区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の
 - 二 第二区分事業の種類及び規模
 - 三 第二区分事業が実施されるべき区域その他第二区分事業の概要
- の他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。送付し、三十日以上の期間を指定してこの条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価そいう。)に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に届出に係る書面の写しを2 知事は、前項の規定による届出(以下この条及び第二百二十条の二第一項において「届出」と
- がないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二区分事業についての判定を3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときは、これを勘案して、規則で定める
 - 旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。」この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある
 - 与及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。 □ この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない
- 区分事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二区分事業の規模又はその実施され
- る。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二区分事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第三項第二号(前

第二区分事業を実施してはならない。項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該

- よる環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、この条例(この条を除く。)の規定にの条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場ら 第二区分事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこ
- き区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。り 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二区分事業が実施されるべ
- たものとみなす。 8 第六項の規定による通知に係る第二区分事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられ

(環境影響評価法の第二種事業に関する特例)

- 第二百一条の二から第二百一条の八までに規定する検討その他の手続が行われたものとみなす。れる同法第三条の二から第三条の九までに規定する検討その他の手続が行われたものについては、第三項に規定する「第二種事業」をいう。)のうち、同法第三条の十第二項の規定により適用さ第二百一条の十一 環境影響評価法第四条第三項第二号の措置がとられた第二種事業(同法第二条
- る。)及び一般の意見は第二百一条の七第一項の規定による知事及び第二百一条の六第一項の規条の三の規定による配慮書と、同法第三条の七第一項の規定による関係する行政機関(知事に限2 前項の場合において、環境影響評価法第三条の三の規定による計画段階環境配慮書は第二百一

定による意見を有する者の意見とみなす。

の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改め、同項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、所述びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあっては、その名称、代表者おいては、第四号から第七号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第一号中「又は名称及び住術指針で定める事項を決定し、」を、「次に掲げる事項」の下に「(配慮書を作成していない場合に第一項の意見が述べられたときはこれに配意して、第一区分事業が実施されるべき区域その他の技まえるとともに、第二百一条の七第一項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第二百一条の大第二百二条第一項中「事業者は、」の下に「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏

第三号の次に次の四号を加える。

- 四 第二百一条の三第一項第四号に掲げる事項
- 五 第二百一条の六第一項の意見の概要
- 六 第二百一条の七第一頃の知事の意見
- 七 前二号の意見についての事業者の見解
- 第二百八条中「第二百二条第一項第四号」を「第二百二条第一項第八号」に改める。
- 第二百十九条中「公衆の一を削る。
- 第二百二十条の次に次の一条を加える。

(事業内容の修正の場合の第二区分事業に係る判定)

十第一項の規定の例により届出をすることができる。当該修正後の事業が第二区分事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第二百一条のる公告を行うまでの間に第二百二条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、第二百二十条の二 事業者は、第二百四条の規定による公告を行ってから第二百十九条の規定によ

- までに行ったものを除く。)一と読み替えるものとする。合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時2 第二百一条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場
- 知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。定する措置がとられたときは、第二百三条第一項に規定する市町長又は関係市町長にその旨を通3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第二百一条の十第三項第二号に規

も一に改める。第二百二十一条第一項第二号中「対象事業に」を「第一区分事業又は第二区分事業のいずれに

実施しようとする者等」という。)」に改め、「おいて」の下に「、第二百一条の三第二項、第二百する者又は事業者(次条、第二百三十三条、第二百三十五条及び第二百三十七条において「事業を第二百一条の十の規定により行うべき届出その他の手続及び」に改め、「事業者が」を削り、「対象又は第一区分事業等」に、「対象事業については、」を「第一区分事業等についての検討その他の手続、又は第一区分事業等」に、「対象事業については、」を「第一区分事業等については、第二百一条の「第一区分事業等」という。)が」に、「対象事業又は対象事業」を「第一区分事業等」を「第一区分事業、第二区分事業又は対象事業(以下この条、次条、第二百三十五条及び第二百三十第二百二十九条の見出し中「対象事業」を「第一区分事業等」に改め、同条中「対象事業が」を

る。を「計画段階配慮事項についての検討その他の手続、届出その他の手続及び環境影響評価」に改め業」を「第一区分事業等」に、「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「環境影響評価」第二百三十条の見出し中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同条中「対象事

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

一条の八第一項第三号及び第二項一を加える。

おいて、審議会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。 第二百三十一条の二 知事は、環境影響評価法第三条の七第一項の規定により意見を述べる場合に

三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。法書等」を「配慮書等、方法書等」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第第二百三十三条第一項中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同項第二号中「方

三、第二百一条の十第五項の規定に違反して第二区分事業を実施したとき。

第二百三十五条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「方法書等」を「配慮書等、第二百三十三条第三項中「事業者又は」を「事業を実施しようとする者等又は」に改める。

第二百三十六条(見出しを含む。)中「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

第二百三十七条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改める。

金三

(施行期日)

コ この条例は、令和四年十月一日から施行する。

方法書等」に、「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

(雑過莊嗣)

は、なお従前の例による。又は事業の規模を縮小して実施されるものに限る。)に係る環境影響評価その他の手続について第一項又は第四条第一項の規定による届出が行われた事業(施行日以後にその内容を変更せず、業及び環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十三号)附則第三条事業、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四条第一項の規定による届出が行われた事と、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二百四条の規定による公告が行われた

提案理由

に準じた手続を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。いて、本条例の対象とし、環境配慮すべき事項を事業の早期段階から反映させるため、同法の規定環境影響評価法施行令の一部改正に伴い、環境影響評価法の対象外となる規模の風力発電所につ

報告第1号

令和3年度石川県一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

石川県知事 馳 浩

専決第17号

令和3年度石川県一般会計補正予算 (第14号)

令和3年度の石川県一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

令和3年度石川県一般会計歲入補正予 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 算」による。

(地方債の補正)

地方債補正」による。 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表

令和4年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

柒

副

石川県知事

第1表 令和3年度石川県一般会計歳入補正予算

ſ		±⊞ 104	16	92	74	55	55	<u></u>	5	80	88	74	8
△印 減	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_{千円} 158, 769, 504	47, 958, 791	38, 333, 156	39, 028, 454	2, 635, 865	549, 455	9,811,278	18, 451, 105	20, 449, 908	18, 282, 968	1,895,674	73, 220
	補正額	_{千円} 3,694,504	415, 191	2,303,156	728, 454	35,865	49,455	211,278	△ 48,895	306, 908	282, 968	△ 4,326	13, 220
	補正前の額	^{丰円} 155, 075, 000	47, 543, 600	36, 030, 000	38, 300, 000	2,600,000	200,000	9,600,000	18,500,000	20,143,000	18,000,000	1,900,000	60,000
	一河		1県民税	2 事 業 税	3 地方消費稅	4不動産取得税	6ゴルフ場利用税	7 軽 油 引 取 税	8自動車稅		1 特別法人事業讓与稅	2 地方揮発油讓与稅	3石油ガス譲与税
歳 入	禁	1 県								3地方讓与稅			

125,305 63, 768 279,535 279,535 8,973 732, 794, 209 146, 561, 059 146, 561, 059 81, 287, 000 81, 287, 000 15,305 969,053 969,053 29,535 29, 535 3,768 4,027 5,000,000 5,000,000 Ī |13,000|86,287,00086,287,00060,000 250,000 110,000 250,000 |145, 592, 006|145, 592, 006 732, 794, 209 郑 斑 嶣 斑 斑 交通安全対策特別交付金 1 1 中 \pm 難 斄 離 潚 致 対 炎 鰲 \mathbb{H} 淵 幾 # 七 * 铝 動 ₫¤ 熊 糅 --型 账 2 9 嶣 郑 6 交通安全対策特別交付金 \prec $\stackrel{\text{\tiny \pm}}{=}$ 火 癜

七

型 2

報告第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算(第十四号)の専決処分の報告について

账

15

報告第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算(第十四号)の専決処分の報告について

	後	率値週の方法	内 借入先の融通条件による。 利 ただし、県財政その他の 古 教会により 据醫期間及	カーボース・シン・とのでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いないない。 ファイル かんりょく カー・ファイン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	○	5-2-0									
	田	利		十式 たっぱん ない は 音像 りょう 変し できる りょう できる りょう ぶんしょう	を かり に が が が が が が が	当 後 の利率 (多									
	補	起債の方法	・ ・ は証券発行 は証券発行												
		限度額	95,000	419,000	1,120,000	103,000	214,000	9,661,000	3,681,000	4, 725, 000	4,019,000	598,000	869,000	459,000	415,000
第2表 地方債補正	正	り率 償還の方法	5%以内 借入先の融通条件による。 :だし、利 ただし、県財政その他の = 1 1	たらった。1977年の、名号が同次で借り入しび償還期限を短縮し、若る資金に しくは繰上償還又は借換しいて 31 シャス・ケがらまん	率の見直し へっらし こいららを行った後を行った後においては	該見直し の利率) 									
	41770	起債の方法 利	普通貸借又 8. は証券発行 (犬)	十 代 代 穴	一学をい	៕後									
	補		96,000	420,000	1, 121, 000	106,000	220,000	11, 208, 000	4,039,000	5,004,000	4, 976, 000	647,000	916,000	477,000	417,000
	竹	2	東冥	麒	麒	黄	黄	黄	麒	金田	贯	金田	負担金	金田	黄
	Ш		験場			振興	以以	以以	備	国直轄道路事業費負担金	型	国直轄河川事業費負担金	紫費負	国直轄海岸事業費負担金	抽
	6		祖	判	∃	業	建	建	翻	→ 報	以	= II.	国直轄砂防事業費	事 当:	類田
	争		無			涶	妝	紹	紹	 	Ξ	直轄河	直轄砂	直轄海	湾
	112	Ð	Н	*	沿	长	巣	ূ	ূ	H	反	H	H	H	榖

463,000	1, 173, 000	718,000	1,956,000	1, 571, 000	524,000	1, 117, 000	31,000	23,000	5,000	138,000	4, 893, 000	3,000	5, 351, 000	46,000
港湾改良費 464,000														
464,000	1,211,000	708,000	1,994,000	1, 573, 000	522,000	1,124,000	32,000	24,000	6,000	146,000	5, 167, 000	4,000	6, 721, 000	47,000

報告第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算(第十四号)の専決処分の報告について

報告第一号 令和三年度石川県一般会計補正予算(第十四号)の専決処分の報告について

	洪		
	方		
.6.)	6		
淡	臧		
	貸		
	₩ -		
띰	利		
	起債の方法		
輔	鹿1	₽ 0	
	. 額	^{手円} 81, 287, 000	
	限度	81, 2	
	j 法		
	の 方		
汇	瀬の		
	償		
	州		
띰			
	去利		
	起債の方法		
補			
4	額	^{∓⊞}	
	赵	キ円 86, 287, 000	
	随		
177			
П			
6	3	盂	
佳	<u> </u>		
T-			
-11.	₹		(48)

報告第2号

石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

洪

黜

石川県知事

令和4年5月26日提出

専決第十六号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年三月二十一日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第五十二条第二項ただし書中「、磁気テープ」を削り、同条第七項中「第五十三条第七十二項」第一条(石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

を「第五十三条第七十四項」に改める。

という。) | に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。) 以外の事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十ス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガ第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二

が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十七条第二項及び第五十八条第四項において「特おいてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内に四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条

定ガス供給業一という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

下この節において同じ。)」を加える。に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以第五十七条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十条」を「第十九条」

削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各第五十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる

項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同に「(第五十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の○・四八を乗じて得た金額
 - | | 各事業年度の付加価値額に百分の○・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第六十条の二第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第六十五条中「第七条」を「第六条の七」に改める。

第六十五条の二第三項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

第十一項一に改める。第七十三条第二項中「第七十三条の十四第五項から第十項」を「第七十三条の十四第六項から

第三項」に改める。第七十三条の二第二項第二号中「第三十七条の十八(第二号を除く。)」を「第三十七条の十八

九条の三」に改める。の三の三」と「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三の三」を「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条第五項中「第三十九条第十五条第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第

若しくは第百四十四条の三第一項一に改める。は同法第八十八条」を「、第八十八条(同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。)四条の十三」に改め、同条第六項中「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 若しく附則第十条第四項中「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)」を「又は第百四十

附則第十条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

十九項第七号一に改める。附則第十二条の四第一項の表第九号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第

附則第十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例の一部改正)(石川県税条例の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた

によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)附則第六項の規定

石川県税条例の一部を次のように改正する。

ス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガ第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二

下この節において「特定卸供給事業」という。) | を加え、同項に次の一号を加える。を「、同号」に改め、「発電事業等」という。)」の下に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同号」者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。) 以外の事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十

定ガス供給業一という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十七条第二項及び第五十八条第四項において「特拾いてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内に四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条

下この節において同じ。) | を加える。に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以第五十七条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十条」を「第十九条」

を加える。

法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別給事業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第五十五条第一項第一号イに掲げる法人をを「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給業」は、「ガス供給業」事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号への表を金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各第五十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の○・四八を乗じて得た金額
 - □ 各事業年度の付加価値額に百分の○・七七を乗じて得た金額
 - 附則第十条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。三、各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第三

(権行財日)

ここの条例は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税

従前の例による。法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお

(法人の事業税に関する経過措置)

- 事業税については、なお従前の例による。始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人のう 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開
- て適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税についた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(次項において「新令和二例(令和二年石川県条例第三十六号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされ4 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の石川県税条例の一部を改正する条
- 送前の例による。 人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法ら 新令和二年改正前条例第五十五条第一項第三号並びに第五十八条第二項(同号に規定する特定

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

柒 鄙 石川県知事

専決第2号

損害賠償額の決定について

令和3年11月9日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年5月19日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

泄

副

石川県知事

书 # 型

156,200円 賠償責任発生の事実 额 讏 $^{\circ}$

鼎

 $^{\circ}$

令和3年11月9日午前10時頃、鳳珠郡穴水町字麦ケ浦15字39番12駐車場において、能登北部保健福祉センター技師木下雅子の運転する小型乗用自

の玄関前柱に衝突し、損害を与えたもの 動車が

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年5月26日提出

柒 鄙 石川県知事

専決第1号

損害賠償額の決定について

令和4年2月17日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年4月26日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

书 # 型

泄

鄙

石川県知事

190,578円

额

讏

鼎

賠償責任発生の事実

 $^{\circ}$

令和4年2月17日午前9時50分頃、金沢市尾山町220番1石川県教育・自治会館駐車場において、金沢城調査研究所主査大西泰正の運転する小型 所有の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの 貨物自動車が駐車中の

令和3年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和3年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和4年5月26日提出

洪 型 石川県知事

令和3年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

	Ŕ	#	繰越明許費	翌年度	t E	大 も ら 百	財源		
9)	軒	# *	議 決 額	繰 越 額	院 が	国文出金	へ	その他	一般財源
2 総 務 星	単		232, 500, 000	212, 467, 000	£	106, 750, 000	105,000,000	Ŧ	717,000
	1 総務管理費		20,000,000						
		更生保護施設整備費	20,000,000						
	5 防災救助費		212, 500, 000	212, 467, 000		106, 750, 000	106, 750, 000 105, 000, 000		717,000
		地震震度情報ネット ワークシステム 整 備 費	212, 500, 000	212, 467, 000		106, 750, 000	106, 750, 000 105, 000, 000		717,000
3 企画振興費	#==/		2, 777, 991, 000	1, 838, 485, 464			1, 585, 000, 000	71, 343, 758	182, 141, 706
	1 企画振興費		2, 777, 991, 000	1,838,485,464			1, 585, 000, 000		71, 343, 758 182, 141, 706

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			經越田許專	翌 在 東		F	財源海	内訳	
款	道	事業名		解 -	既 収 入 特定財源	未 収 国支出金	人 特 定 地方債	財 その他	一般財源
		西部綠地公園再整備調查費	5, 000, 000	4, 921, 000	E	E	E	E	4, 921, 000
		北陸新幹線建設費	2, 772, 991, 000 1, 833, 564, 464	1,833,564,464			1, 585, 000, 000	71, 343, 758	177, 220, 706
4 県民文化 スポーツ費			770, 071, 000	750, 689, 608		74, 471, 000	443,000,000		233, 218, 608
	2 文 化 スポーツ費		770, 071, 000	750, 689, 608		74,471,000	443,000,000		233, 218, 608
		能楽堂整備費	16, 705, 000						
		新県立図書館整備推進費	753, 366, 000	750, 689, 608		74, 471, 000	443,000,000		233, 218, 608
5 健康福祉費			3, 182, 228, 000	2, 972, 226, 000	378, 215, 000	378, 215, 000 2, 560, 057, 000			33, 954, 000
	1 高 幣 者		1, 965, 098, 000 1, 929, 105, 000	1, 929, 105, 000	323, 105, 000	323, 105, 000 1, 606, 000, 000			
		介護サービス基盤 整備事業費	359, 098, 000	323, 105, 000	323, 105, 000				
		介護職員処遇改善 支援事業費	1, 606, 000, 000 1, 606, 000, 000	1,606,000,000		1,606,000,000			
	2 子 育 て 福 祉 費		17, 776, 000	15, 761, 000		12,891,000			2,870,000
		保育環境整備事業費	4, 776, 000	2,870,000					2,870,000
		児童養護施設職員 処遇改善事業費	13,000,000	12, 891, 000		12,891,000			
	3 障害福祉費		838, 244, 000	666, 250, 000		635, 166, 000			31,084,000

		障害者支援施設等 整 備 費	265, 244, 000	93, 250, 000		62, 166, 000	31,084,000
		障害福祉職員処遇 改善支援事業費	573,000,000	573,000,000		573, 000, 000	
	7 医薬看護費		361, 110, 000	361,110,000	55, 110, 000	306,000,000	
		地域医療連携推進 事 業 費	55, 110, 000	55, 110, 000	55, 110, 000		
		看護職員処遇改善 事 業 費	306, 000, 000	306, 000, 000		306, 000, 000	
7 商工労働費			19, 682, 815, 000	19, 682, 815, 000 15, 793, 066, 000 1, 651, 439, 936	1, 651, 439, 936	482, 815, 000	12, 557, 146, 064 1, 101, 665, 000
	1 商 工 費		19, 682, 815, 000	19, 682, 815, 000 15, 793, 066, 000 1, 651, 439, 936	1, 651, 439, 936	482, 815, 000	12, 557, 146, 064 1, 101, 665, 000
		食品 醛業 等 類 対策 費	482, 815, 000	482, 815, 000		482, 815, 000	
		いしかわGoTo イートプレミアム 華 業 費	220,000,000	148, 785, 000			148, 785, 000
		コロナからの再生・ 成長支援プログラム 事 業 費	3,980,000,000	3, 430, 000, 000 1, 651, 439, 936	1, 651, 439, 936		1,778,560,064
		新型コロナウイルス 感染拡大防止 協力金支給事業費	15, 000, 000, 000 11, 731, 466, 000	11, 731, 466, 000			10, 629, 801, 000 1, 101, 665, 000
8 観 光 費			14, 400, 000, 000 14, 300, 865, 748	14, 300, 865, 748		13, 925, 604, 375	375, 261, 373
	1 観光戦略 推進費		14, 400, 000, 000 14, 300, 865, 748	14, 300, 865, 748		13, 925, 604, 375	375, 261, 373
		県民向け県内旅行 応援事業費	700,000,000	625, 604, 375		625, 604, 375	
		コロナからの再生・ 成長支援プログラム 事 業 費	13, 700, 000, 000 13, 675, 261, 373	13, 675, 261, 373		13, 300, 000, 000	375, 261, 373

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

業	鬥	事業名	越明許費 翌 年	上	* * *	財 源 入 特 定	内就不够	Ж. 11 ги
	(議決額無越額	特定財源 国	丑	重	6	一般財源
9 農 林 水 産業費			11, 360, 843, 000 10, 385, 877, 295	75,450,519 6,213,400,018 2,693,000,000	$\begin{vmatrix} 3,400,018 \end{vmatrix}$ 2	, 693, 000, 000	872, 903, 715	531, 123, 043
	1農業費		459, 356, 000 459, 356, 000	45.	451, 021, 000			8, 335, 000
		農業委員会費	4,960,000 4,960,000	7	4,960,000			
		担い手農業機械導入 支援事業費	121, 156, 000 121, 156, 000	12.	121, 156, 000			
		他産業との連携 による農業収益力 向上対策事業費	8, 335, 000 8, 335, 000					8, 335, 000
		水田営農体制 唯立事業費	324, 905, 000 324, 905, 000	32	324, 905, 000			
	2 畜産業費		12, 705, 000 2, 277, 000					2, 277, 000
		家	12, 705, 000 2, 277, 000					2, 277, 000
	3 農 地 費		6, 314, 076, 000 6, 311, 135, 440	13, 783, 060 3, 578, 247, 818 1, 651, 000, 000	8, 247, 818 1	,651,000,000	832, 423, 715	235, 680, 847
		県営ほ場整備事業費	3, 212, 852, 000 3, 212, 842, 060	11, 752, 600 1, 841, 115, 600	1, 115, 600	838, 000, 000	420, 794, 250	101, 179, 610
		広域営農団地農道 整 備 事 業 費	345, 588, 000 345, 586, 800	168	168, 102, 000	114,000,000	50, 430, 600	13,054,200
		県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費	88, 839, 000 88, 836, 300	42	44, 417, 500	19,000,000	22, 208, 750	3,210,050
		団体営一般農道整備事業費	17,000,000 17,000,000	17	17, 000, 000			
		農村総合整備事業費	124, 195, 000 124, 191, 280	36	98, 916, 100	23,000,000		2, 275, 180

県営かんがい 排水事業費	250, 625, 000	249, 324, 200		118, 503, 000	59,000,000	59, 251, 500	12, 569, 700
基幹水利施設予防 保 全 対 策 事 業 費	71, 289, 000	71, 286, 800		47,053,000	11,000,000	12, 116, 500	1, 117, 300
農業水路等長寿命化 · 防災減災事業費	450, 175, 000	450, 170, 400		238, 549, 100	122,000,000	76, 261, 135	13, 360, 165
国営造成揚水施設等管 理 事 業 費	83,825,000	83, 823, 000		33, 387, 168		15, 936, 080	34, 499, 752
国営造成施設管理 体制整備促進事業費	31,865,000	31,862,700		15,930,500		7, 965, 250	7, 966, 950
県単土地改良事業費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
地籍調査費	65, 169, 000	65, 169, 000		43, 446, 000			21, 723, 000
老ちため 整備事業費	434,862,000	434, 859, 200		238, 240, 750	144,000,000	47,648,150	4, 970, 300
用排水瓶設整備事業費	226, 210, 000	226, 209, 300		116,675,000	65,000,000	41, 321, 300	3,213,000
土地改良施設豪雨対 策 事 業 費	140,000,000	140,000,000		77,000,000	44,000,000	18, 200, 000	800,000
農業用河川工作物 応 急 対 策 事 業 費	67, 492, 000	65, 889, 900		35, 157, 100	21,000,000	6, 392, 200	3,340,600
地すべり対策事業費	42,712,000	42, 711, 000		21,355,500	20,000,000		1,355,500
農業用施設石綿対策 特 別 事 業 費	73, 705, 000	73, 703, 700		40, 536, 650	25,000,000	7,370,300	796, 750
海岸保全施設整備事業費	9,492,000	9,491,000	252, 750	4,212,500	4,000,000		1,025,750
県営震災対策農業 施設整備事業費	434, 503, 000	434, 501, 200	1,777,710	238, 973, 350	142,000,000	46, 527, 700	5, 222, 440

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			繰越用許費	翌 年 度		左の	E 度	内	
禁	画	事業名	議決額	- 瀚	既 収 入特定財源	未 収 国文出金	入 特 定 地 方 債	財源その他	一般財源
		団 体 営 震 災 対 策農業施設整備事業費	1, 950, 000	1,950,000	Ē	1,950,000	E	E	E
		団体営農村地域防災 減災総合整備事業費	11,700,000	11, 700, 000		11, 700, 000			
		農村地域防災減災調 查 設計事業費	126, 028, 000	126, 027, 600		126, 027, 000			009
	4 林 業 費		4, 114, 238, 000	3, 242, 073, 855	55, 882, 459	55, 882, 459 1, 987, 811, 200	886,000,000	40, 480, 000	271,900,196
		造林事業費	772, 797, 000	507, 891, 596		298, 198, 000			209, 693, 596
		いしかわ森林環境基金事業費	342,060,000	137, 763, 359	55, 882, 459	81,880,900			
		森林整備·林業活性化事業費	393, 984, 000	393, 983, 300		393, 983, 300			
		スマート林業機械等 導入支援事業費	21,014,000	21,014,000		21,014,000			
		県営林道開設事業費	379, 800, 000	271, 153, 000		134, 927, 000	90, 000, 000	40, 480, 000	5,746,000
		林道保全事業費	14, 100, 000	2, 400, 000		2,000,000			400,000
		県有林道保全事業費	39, 300, 000	2, 153, 000		1,077,000	1,000,000		76,000
		林道改良事業費	68, 800, 000	56, 833, 000		46, 928, 000			9,905,000
		県有林道改良事業費	304, 000, 000	264,000,000		116,000,000	148,000,000		
		山地沿山事業費	881, 118, 000	879, 818, 000		444, 500, 000	411,000,000		24, 318, 000

		防災林整備事業費	70,000,000	70, 000, 000		35,000,000	35,000,000		
		水源地域整備事業費	16, 720, 000	16, 720, 000		8,360,000	7,000,000	1,360	1,360,000
		地すべり防止事業費	62, 642, 000	49, 742, 000		24,871,000	24,000,000	[28]	871,000
		災害関連緊急 治山事業費	747, 903, 000	568, 602, 600		379, 072, 000	170,000,000	19, 530, 600	0,600
	5 水産業費		460, 468, 000	371, 035, 000	5, 785, 000	196, 320, 000	156,000,000	12, 930, 000	000,000
		大型魚礁設置事業費	14,056,000	14,056,000		7,028,000	6,000,000	1,028	1,028,000
		人工 礁 海墙 城 專 專 專 擊 擊	3,816,000	3,816,000		1,908,000	1,000,000	306	908,000
		広域型增殖場 造成事業費	83,054,000	44,670,000		21,885,000	20,000,000	2,785	2, 785, 000
		漁港修築費	133, 132, 000	127, 126, 000		63, 488, 000	60, 000, 000	3,638	3, 638, 000
		漁港改修費	95, 004, 000	76, 405, 000	5, 785, 000	42, 565, 000	25,000,000	3,05	3, 055, 000
		漁港機能保全費	72, 594, 000	70, 416, 000		35, 208, 000	35,000,000	206	208,000
		漁港海岸保全施 製 整備費	20,616,000	20, 616, 000		10, 308, 000	9,000,000	1,306	1, 308, 000
		市町漁港整備事業助成費	38, 196, 000	13, 930, 000		13, 930, 000			
10 土 木 費			47, 442, 888, 000 34, 439, 885, 257	34, 439, 885, 257	189, 450, 732	11, 168, 365, 496	2, 075, 000, 000	189, 450, 732 11, 168, 365, 496 12, 075, 000, 000 2, 252, 868, 063 8, 754, 200, 966	0,966
	2 道 路 橋りょう費		23, 578, 416, 000 16, 065, 771, 991	16, 065, 771, 991	107, 737, 762	5,005,214,337	1, 977, 000, 000	107, 737, 762 5, 005, 214, 337 4, 977, 000, 000 1, 515, 770, 824 4, 460, 049, 068	9,068
				について	F費繰越計算書!	令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	型 三 年 度 石 川 県 一	報告第五号 令和	

(65)

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

:			繰越明許費	翌年度		左の	渡		
禁	断	事業名	E	繰 越 額	既 収 入特定財源	来 坂 国文出金	入 特 定 地 方 債	財源その他	一般財源
		国道改築費	1, 405, 000, 000	831, 230, 000	T.	393, 648, 747	398, 000, 000	Ē	39, 581, 253
		地方道改築費	8, 120, 000, 000 7, 007, 898, 300	,002,898,300		1,871,318,905 1,611,000,000	1, 611, 000, 000		3, 525, 579, 395
		国直轄道路事業費 負 担 金	3,015,334,000						
		橋りょう補修費	425, 264, 000	411, 538, 064		216, 420, 736	178,000,000		17, 117, 328
		道路災害防除費	1,306,728,000 1,137,248,806	, 137, 248, 806		616,004,195	499,000,000		22, 244, 611
		交通安全施設費	618, 712, 000	598, 680, 946		322, 881, 514	271,000,000		4, 799, 432
		雪寒地域道路事業費	188, 207, 000	188, 039, 300		101, 542, 535	84,000,000		2, 496, 765
		舗 装 補 修 費	219, 990, 000	211, 130, 000		105, 565, 000	105,000,000		565,000
		道路施設長寿命化 対 策 事 業 費	3, 030, 579, 000 2,	2, 793, 757, 961		1, 377, 832, 705 1, 274, 000, 000	1, 274, 000, 000		141, 925, 256
		いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業費	570,000,000	429, 500, 000	42,606,456		201,000,000		185, 893, 544
		観光石川周遊回廊整 備 事 業 費	280,000,000	189, 051, 000	18,617,167		53,000,000		117, 433, 833
		安全·安心道路整備事業費	60,000,000	34, 722, 000	3,365,700		15,000,000		16, 356, 300
		県単道路改良費	600,000,000	358, 941, 850	40,856,221			4,496,700	313, 588, 929
		県 水 送 水 管耐 震化事業費	1,850,000,000 1,498,000,000	,498,000,000				1, 498, 000, 000	

	道路受託事業費	23,000,000	13, 197, 978				13, 197, 978	
	県単道路特別整備費	46, 400, 000	23, 683, 641	2, 292, 218		4,000,000	76, 146	17, 315, 277
	道路環境改善整備事業費	1,624,508,000	195, 009, 104			194, 000, 000		1,009,104
	県単交通安全施設費	6,400,000	6,090,000					6,090,000
	災害に強い道路整備事業費	118, 259, 000	85, 865, 541			85,000,000		865, 541
	雪水対策事業費	62, 580, 000	47, 532, 500			5,000,000		42, 532, 500
	サイクリングルート 魅力発信事業費	7,455,000	4,655,000					4,655,000
3 河川海岸費		15,048,105,000	12, 275, 018, 128	12, 257, 150	12, 257, 150 3, 734, 274, 868 5, 162, 000, 000	5, 162, 000, 000	182, 491, 434	182, 491, 434 3, 183, 994, 676
	広域河川改修費	7, 393, 825, 000	6, 182, 241, 731		1,544,625,719 2,116,000,000	2, 116, 000, 000		2, 521, 616, 012
	河川堆積土砂対策費	622, 612, 000	577, 661, 092		242, 721, 472	334, 000, 000		939, 620
	河川環境整備費	41,000,000	40, 395, 680		20, 197, 840	19,000,000		1, 197, 840
	情報基盤緊急整備 事 業 費	172, 888, 000	140, 601, 508		70,300,754	67,000,000		3, 300, 754
	都市基盤河川改修費	48,013,000	31,058,000			29, 000, 000		2,058,000
	県単河川改良費	13, 300, 000	9, 277, 354			9,000,000		277, 354
	国直轄河川事業費 負 担	92, 332, 000						

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			操越田許	翌 在 库	<u> </u>	左の	財源水	内訳	
崇	運	事業名		- 黛	既 収 入 特定財源	未 収 国支出金	入 特 定 地 方 債	財源その他	一般財源
		堰堤改良費	756, 838, 000	733, 119, 034	E	249, 841, 919	369, 000, 000	106, 809, 800	7,467,315
		県単河川防災費	123, 475, 000	70, 528, 000			62,000,000		8, 528, 000
		緊急県単河川防災費	523, 000, 000	368, 214, 950			367,000,000		1,214,950
		通常砂防事業費	1, 746, 873, 000 1, 487, 290, 407	1, 487, 290, 407		368, 645, 185	688, 000, 000		430, 645, 222
		地すべり対策事業費	1,090,532,000	933, 109, 600		464, 434, 134	338, 000, 000		130, 675, 466
		急傾斜地崩壊対策 事 業 費	1, 292, 722, 000	1, 123, 776, 244	12, 257, 150	514, 242, 205	464,000,000	75, 681, 634	57, 595, 255
		土砂災害対策事業費	2,029,000	1,345,000		660,000			685,000
		手取川水系砂防事業費負担金	300,000,000						
		県単砂防地すべり 対 策 事 業 費	56,000,000	54, 088, 248			53,000,000		1,088,248
		県単急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	10,000,000	4,400,000			4,000,000		400,000
		海岸侵食対策費	527, 500, 000	496, 730, 860		248, 015, 430	234,000,000		14, 715, 430
		千里浜再生 プロジェクト推進費	21,500,000	21, 180, 420		10, 590, 210	9,000,000		1, 590, 210
		国直轄海岸事業費 負 担 金	213, 666, 000						
	4 港 湾 費		1, 991, 888, 000	774, 035, 290	31,348,275	223, 706, 651	369, 000, 000	113, 774, 142	36, 206, 222

	港湾修繕費	123,000,000	119, 900, 890			79, 000, 000	26, 100, 222	14,800,668
	七尾港埋立地整備事業費	26,000,000	5, 696, 000			3,000,000		2, 696, 000
	港湾改修費	169,000,000	147, 550, 000		57, 620, 000	42,000,000	43, 215, 000	4, 715, 000
	港湾補修費	426,000,000	389, 131, 300	31, 348, 275	128, 477, 101	194,000,000	26, 466, 420	8, 839, 504
	港湾環境整備費	93, 388, 000	73, 970, 000		18, 716, 000	33, 000, 000	17, 992, 500	4, 261, 500
	港湾海岸高潮対策費	51,000,000	37, 787, 100		18,893,550	18,000,000		893, 550
	国直轄港湾事業費 負 担 金	1, 103, 500, 000						
5 都市計画費		6,824,479,000	5, 325, 059, 848	38, 107, 545	38, 107, 545 2, 205, 169, 640 1, 567, 000, 000	1,567,000,000	440,831,663	440,831,663 1,073,951,000
	土地区画整理事業費	1,063,300,000	882, 713, 097		450, 034, 884		214, 889, 107	217, 789, 106
	街路事業費	2, 701, 729, 000	1, 755, 501, 873	37,779,545	475, 925, 342	375,000,000	221, 348, 707	645, 448, 279
	県単街路事業費	29, 776, 000	20, 278, 016	328,000		5,000,000	4, 593, 849	10, 356, 167
	兼六園下交差点周辺 整 備 事 業 費	88, 500, 000	32, 209, 379					32, 209, 379
	農業集落排水事業費	138, 174, 000	84, 304, 000		84, 304, 000			
	能登歴史公園整備費	89, 500, 000	69, 865, 400		34, 932, 700	32,000,000		2, 932, 700
	白山ろくテーマパーク 整 備 費	10,000,000	5, 533, 000		2, 766, 500	2,000,000		766, 500

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

			編制部書	恐		F 庫	選	温 村	
蒙	鬥	事業名	議決額	越額	既 収 入 特定財源	未 収 国支出金	特 方 信	財 ネの他	一般財源
		金沢城公園整備費	181,000,000	149, 245, 826	E	51, 475, 700	80,000,000	E	17, 770, 126
		公園施設安全安心 対 策	413, 200, 000	319, 417, 484		159, 708, 742	151,000,000		8, 708, 742
		木場潟公園整備費	1, 994, 600, 000 1, 902, 565, 798	1, 902, 565, 798		946, 021, 772	895, 000, 000		61, 544, 026
		県単公園事業費	114, 700, 000	103, 425, 975			27,000,000		76, 425, 975
11 警察費			32, 012, 000	32, 012, 000		16,006,000	16,000,000		6,000
	2 警察活動費		32,012,000	32, 012, 000		16,006,000	16,000,000		6,000
		通学路の緊急 合同点検を踏まえた 交通安全対策費	32,012,000	32, 012, 000		16,006,000	16,000,000		6,000
12 教育費			159, 219, 000	158, 284, 000		21,015,000	82,000,000		55, 269, 000
	3 高等学校費		120, 822, 000	119, 887, 000		21,015,000	58, 000, 000		40,872,000
		情報設備充実費	42,030,000	42, 030, 000		21,015,000			21,015,000
		学校施設大規模改修 事 業 費	78, 792, 000	77, 857, 000			58, 000, 000		19,857,000
	4 特別支援		32, 696, 000	32, 696, 000			24,000,000		8, 696, 000
		学校施設大規模改修 事 業 費	32, 696, 000	32, 696, 000			24,000,000		8, 696, 000
	5 社会教育費		5, 701, 000	5, 701, 000					5,701,000

81, 321, 497, 592 2, 294, 556, 187 34, 927, 146, 724 17, 073, 000, 000 16, 129, 522, 973 10, 897, 271, 708	17, 073, 000, 000	7 34, 927, 146, 724	12 2, 294, 556, 18		100, 597, 210, 000	盂		₫□
986, 085	65,000,000	116, 758, 015	00	182, 744, 100	187, 700, 000	3 年発生港湾 災害復旧費		
973, 600		1,948,000	0	2,921,600	3, 485, 000	3年発生土木施設 災 害 復 旧 費		
1, 959, 685	65,000,000	118, 706, 015	0	185, 665, 700	191, 185, 000		2 土木施設 災害復旧費	
225,000		2, 690, 000	0	2,915,000	2,915,000	3 年発生県有林道 災 害 復 旧 費		
2, 791, 700	9,000,000	128, 704, 000	0	140, 495, 700	202, 543, 000	2 年発生県有林道 災 害 復 旧 費		
		34,000,000	0	34,000,000	34,000,000	3 年発生林道 災害復旧費		
		74, 562, 820	0;	74, 562, 820	126,000,000	3 年発生団体営 災 害 復 旧 費		
3,016,700	9,000,000	239, 956, 820	0;	251, 973, 520	365, 458, 000		農林水産業 1 施 設 災 害 復 旧 費	
4, 976, 385	74,000,000	358, 662, 835	0;	437, 639, 220	556, 643, 000			13 災害復旧費
4,810,000			00	4,810,000	4,810,000	史跡名勝天然記念物 保 存 事 業 費		
891,000			- 00	891,000	891,000	伝統的建造物群保存 地 区 保 存 事 業 費		

報告第五号 令和三年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

Ф		丰	244, 957, 000	244, 948, 000	244, 948, 000			
		施設整備費	244, 957, 000	244, 948, 000	244, 948, 000			
	1 公営競馬費		244, 957, 000	244, 948, 000	244, 948, 000			
1 公営競馬費			244, 957, 000	244, 948, 000	244, 948, 000	£	Ŧ	£
款	重	事業名	繰越明許費 議 決 額	翌 年 藤 截 額	左 既 収 入 未 特定財源 国支		内 財 第 その他	一般会計から繰入
		令	13年度石川県公	堂競馬特別会計	令和3年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書	Šeli-s		
						石川県知事	11章	冼
令和4	令和4年5月26日提出	77						
地方自治法の報告する。	法施行令(昭和22.	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定 報告する。	条第2項の規定に	こより、今和3年	により、令和3年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとお	別会計歳出予算の繰起	にについて、次の	7 F
今和	3年度石川県公	令和3年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について	越明許費繰越	計算書につい	\mathcal{V}_{α}			
報告第6号	中							

報告第六号 令和三年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第7号令和3	第7号 今和3年度万川貫洪湾整備特別会計絕越田許費絕誠計管書じついて		推 開	中國	张田許專絕試		5							
地方自治治り報告する。	アロア・アンコアにアニアの主が30分割146条第2項の規定により、令和3年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとお報告する。	2年政令	第16号) 9	第146条		₩ , Ø 4.2	和3年度2	1川県港湾	整備特別会	計談出子	・算の繰越しに	※、 どこの	K923	
令和44	令和4年5月26日提出	却												
											石川県知事	肇	沿	
				令和	令和3年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書	污整備特	別会計繰越	切許費繰起	站計算書					
模	逆	 	業名		繰越明許費 議 決 額	凝 類 類	瀬 (坂及定野湖	左 未 国支出金	以 () () () () () () () () () (源 内 特 定 財 1方債 そ	訳 源 - の 他	-	一般会計から総対
1 港湾整備事業業					H 178, 000, 000	112,000,000), 000)	E		Ε 11	н 112, 000, 000	ĦŢ.	E	E
	2 整 備 費				178,000,000	112,000,000), 000			11	112,000,000			
		梨	備	======================================	178,000,000	112,000,000), 000			11	112,000,000			
₫¤			盂		178, 000, 000	112, 000, 000	000,000			1	112, 000, 000			
								7				-		

報告第七号 令和三年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

	報告第八号
	八号 令和三年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

业
∞
紐
#1
報件

令和3年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和3年度石川県立中央病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告

\$ 20

令和4年5月26日提出

令和3年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書

洪

黜

石川県知事

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	説明			物品の納入に不測の日数を要し たため
	と発生 発力を 発力を を を を を を を を が が が が が が が が が が が が が	<u>T</u>		
	不用額	20,821,220	20,820,749	1,000
-	源 因 留 系 動 金 分 節	75,000	75,000	75,000
İ	たの財源 企業債 留留	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000
	器 年 機 越 額	20, 075, 000	20, 075, 000	20, 075, 000
2	支払義務発 生額	3,854,572,780	578, 180, 251	
	予算計上額	$\begin{vmatrix} & & & & & & & & & & & & & & & & & & &$	619, 076, 000	20,076,000
	事業名			施設整備費
	運		病院建設 1 改良費	
	款	1		

報
告
第
九
号
令
和
三
乎
皮
揾
川
是
派
哭
ار ا
八当
坦重
業
会
計
旱
算
繰
越
計
算
書
K
2
いて
7

報告第9号

令和3年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和3年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告 \$ 20

令和4年5月26日提出

令和3年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

洪

黜

石川県知事

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	説明			機器製作に係る現地調査等に不可能 の対地調査等に不可能の日数をサーナナめ
翌年度繰越額に	床の標拠な安9 るたな卸資産の 購入限度額	E		
	不用額	н 7,866,358	7, 865, 583	7, 352, 663
出	損益勘定 留保資金	E		
源内	その他	н , 486, 966	, 486, 966	, 486, 966
財	業債	84,000,000 83,486,966	000,000 83	000,000 83
6	쇰	19 84, (6 84,(6 84,(
左	国支出金	273, 941, 36	273, 941, 36	273, 941, 36
4 年度	解 -	н 441, 428, 332 273, 941, 366	441, 428, 332 273, 941, 366 84, 000, 000 83, 486, 966	441, 428, 332 273, 941, 366 84, 000, 000 83, 486, 966
支払義	; 	н 904, 710, 310	311, 621, 085	291, 587, 005
	子算計上額	1,354,005,000	760, 915, 000	740, 368, 000
	事業名			流域下水道 健設事業費
	連		1 建設	, 22 HX
	業	1 資本的 支 出		

令和3 年度石川県水道用水供給事業会計予算線越計算書について 地方公営企業法(昭和27年法律第202号)第26条第3項の規定により、令和3年度石川県水道用水供給事業会計予算機越しについて、次のとおり 報告する。 令和4 年 5 月 26 日提出 独方公営企業法第26条第1項の規定による建設化良費の機越循 数 項 事 案 名 予算計上額 支払業務 翌 年 度	報告第10号										
50。 14 年 5 月 26 日提出 会和3 年度石川県水道用水供給事業会計予算線越計算書 公営企業法第26条第 1 項の規定による建設化良費の繰越額 項 事業名 予算計上額 を生 度 <u>た の 財 瀬 内 計</u> 高 保 養 債 損益 勘 高 保 養 債 損益 勘 高 保 養 債 損益 勘 高 保 費 付 の 高 を	令和3年度	£石川県水道)	用水供給事業	经計予算網	越計算書に	200:					
14年5月26日提出 公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の機越額 項 事 業 名 予算計上額	地方公営企業法報告する。	(昭和27年法律	: 第292号)第26	,条第 3 項の規		和3年度石]	県水道用水供;	給事業会計-	7 算の繰越しにつ	いて、次のとこ	Q \$\$
全部	令和4年5月	26日提出									
									石川県知事	確	型
(1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7大学く近 7十三	から 社 1 対 なってお	11年 中 2 4 ~ (十7 日	令和3年度石	7川県水道用水	(供給事業会]	計予算繰越計算:	₩¤			
項 事業名 予算計上額	地方公呂征耒宋	帯20条票 1 頃♥)〕	規定による 建設	5以 艮質 の裸恵	5領						
1 建 設 3,349,654,000 1,498,000,000 1,498,000,000 1,498,000,000 1,498,000,000 1,151,330 1,151,330 2 皮 阜 事 業 費 2,020,000,000 522,000,000 1,498,000,000 1,498,000,000 1,498,000,000		無	予算計上額	支払義務発 生額	年 越	左の業	「	田田		温	祖
建 設	(6, 588, 022, 000	5, 088, 870, 670	1, 498, 000, 000	1,498,000,0		1,151,3	30		
2, 020, 000, 000 522, 000, 000 1, 498, 000, 000 1, 498, 000, 000			3, 349, 654, 000	1, 850, 503, 402	1, 498, 000, 000	1,498,000,00	00	1,150,5	86		
		送水施設建設 改 良 事 業 費			1, 498, 000, 000	1,498,000,0	00			関係機関との調整に不測の日数を要 したため	不測の日数を要